

令和8年度住まいの省エネ促進事業費補助金 Q&A・注意事項

Q&A

質問	回答
申請期限の「検査済証の交付後30日」の起算日はいつか？	検査済証の発行日を起算日（1日目）としてカウントします。
補助要件である「ゼロエネ住宅アドバイザーによる設計及び工事監理の監修」とは？	県から認定を受けたゼロエネ住宅アドバイザーが監修できる体制が整っているもとで、補助事業を開始し（補助対象物件の設計を始め）、完成まで継続して監修を受けたものが補助要件を満たします。
「30万円：GX志向型住宅（ZEH以外の場合）」の補助要件である「電源の再生可能エネルギー割合が100%である買電契約」はいつまで継続する必要があるか？	少なくとも5年間継続してください。
必要書類である「買電契約内容の分かるもの」とは、具体的にどのようなものか？	当該契約の①契約者（申込者）、②供給場所（住所）、③電力プラン名（メニュー名等）が明記され、契約がなされていると判断できる資料をご準備ください。 なお、申請時には申込書や申込み画面のスクリーンショット、申込み受理通知メールなどを代用していただいても結構です。その場合、本来の必要書類は後日必ず提出してください。

○注意事項

①申請期限・受付・審査等について

・ 交付申請書等を郵送で提出する場合、担当課へ到達した日で受付をします。県庁宛ての郵便物は担当課が受取るまでに通常より時間を要しますので、余裕を持って提出するようにお願いします。

特に、申請期限が大型連休（GW 等）や年末年始に係る場合は、電子申請での提出をお勧めします。

また、必要に応じ、簡易書留など配達記録が残る方法もご活用ください。

・ 交付申請書等の提出は先着順に受付をし、その内容に不備があるときは、当該不備にかかる補正が完了した時点で提出がなされたものとします。

不備にかかる補正依頼は、申請書「7. 申請内容に関する問い合わせ先」に記載の担当者へ行います。

・ 申請額が予算総額を超える場合は、受付を中止することがあります。

②提出書類について

・ 申請期限までに提出できない書類がある場合は、申請前に予めその旨をご相談ください。

（必ずしも猶予できるという訳ではありませんので、ご了承ください。）

・ 様式を印刷して手書きで記入する場合は、ボールペンなど消えないペンを使用してください。

・ 申請書：「申請者住所」欄は、住民票の表記と整合させてください。

・ B E L S 評価書：「Z E Hマークに関する事項」は、申請書「省エネ性能」欄と整合させてください。

・ 検査済証：建築確認の手続きを複数回行っている（変更申請を行っている）場合は、当初の確認済証も添付してください。

③その他

・ 建築確認及び完了検査の手続きが不要な地域の物件について：

申請書の「建築確認済証発行日」欄及び「検査済証発行日」欄は、それぞれ、建築工事届の提出日及び引渡し日を記入して下さい。また、引渡し日が分かる書類（引渡書など）を添付してください。

この場合、申請期限の起算日は引渡し日とします。

・ 提出のあった書類は、理由を問わず返却（コピーを渡すことを含む）することはできません。

他の補助金手続き等で必要な場合は、予めコピーを取るなどするようにしてください。

・ 県から発行した交付決定通知書等は、確定申告等に必要な場合がありますので、大切に保管してください。

なお、万が一紛失等した場合でも再発行はできません。